

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇ 監査公告 昭和三十三年度に係る各種機関の定期監

査の結果公表

監査公告

地方法令(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年十二月一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

労働組合法により結成されたもの

鳥取 倉吉 米子 計	六八 二八 五三 一四九
鳥取 倉吉 米子 計	一各所における労働組合の結成状況並びに労働協約の締結状況(昭和三十四年三月末現在)は、

監査箇所	同 同 井 上 善 一
米子労政事務所	同 戸 田 俊 己
倉吉"	昭和三十四年六月一日
鳥取"	七月二日
西部県税事務所	同 九月二十二日
東部"	七月 八日
中部"	十五日
婦人相談所	同 二十二日
婦人寮	十月二十九日

公共企業体労働関係法により結成されたもの

国家公務員法により結成されたもの

地方公務員法により結成されたもの

地方公営企業労働関係法により結成されたもの

計

一七 一一 三九 六七
一四 八 一四 三六
三四 二八 五三 一六八
五六 一五 二七 九九

一三五 七四 一四二 三五一
八七 二八 五三 一
三四 二二 一 三

一七 一一 三九 六七
一四 八 一四 三六
三四 二八 五三 一六八
五六 一五 二七 九九

一三五 七四 一四二 三五一
八七 二八 五三 一
三四 二二 一 三

一七 一一 三九 六七
一四 八 一四 三六
三四 二八 五三 一六八
五六 一五 二七 九九

右のうち労働協約を締結し得る対象組合数

労働協約締結状況

実

施

率

六五・五二% 五三・五七% 五〇・九四% 五八・九三%

であつて、労働協約未締結のものは主として、使用者側の理解と協力が得られないために、不調となつてはいるように思われる。健全な労使協調能率増進を期して、さらに、労働知識の普及啓もう指導、助言に格別の努力を望む。

二 中小企業における労務管理の改善策として、製造業（従業員三〇人以上）を対象に前年度に引き続き、態度測定を実施（二六ヶ所）しているが、計画実施箇所及び測定人員の拡大を図り、また、測定結果報告（通知）の迅速化について、配意されたい。

幸い本県では近年大きな紛争はないが、平時における施策が重要であるので、労使双方及び一般社会に対する労働教育の徹底、穩健妥当な労働協約の締結指導並びに労働基本調査に、努力すべきである。

これがためには、綿密なる業務計画を策定し関係機関、団体と提げ、いを密にするとともに、現地機関である、

労政事務所の人的強化と活動費の増額措置について考慮の要がある。

米子労政事務所

昭和三十四年六月一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

当所は前回も指揮している如く、県消防協会二階一室を借用しているが、建物が老朽化しているため、雨漏り等のため、サービスセンターとしての、業務運営上支障が認められるので、適当な箇所に移転することが望ましい。

共通事項参照

県税事務所

倉吉労政事務所

昭和三十四年七月二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

当所は前回も指揮している如く、県消防協会二階一室を借用しているが、建物が老朽化しているため、雨漏り等のため、サービスセンターとしての、業務運営上支障が認められるので、適当な箇所に移転することが望ましい。

共通事項参照

今回の定期監査は、次に亘る、税法改正並びに経済界の動向等に伴う、自主財源の推移、賦課徴収の適正執行と住民負担の公平、民主的徴税体制の確立等が如何に推進されているかにつき慎重実施した。

その結果不正、不当と目されるものは認められず、適確にしかも税務行政の円滑なる運営に努力しており、賦課徴収実績は税種目によつては、自然增收となつていてるものもあつたが、経済不況のしわよせに伴い法人事業税

(分割法人)が大巾に減少したために、前年度に比較し相当額の減収を示している。

しかしながら、いまだ一部には税法運用に慎重を要すもの、あるいは、事務処理上考究改善すべき事項等もすくないので、県当局はさらに、現地指導の強化を図るとともに、合理的運営を期せしめ自主財源の確保に一層の努力を望む。

なお、賦課徴収の概況その他の事項は次のとおりである。

一 賦課徴収について

1 課税状況について

昭和三十三年度県税予算額(県税事務所所管分)五億五千五百余万円に対し各所の課税状況は

事務所別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	計
東部	二六四、〇八八 千円	一六、三一八 千円	一五、二六一 千円	二九五、六六七 千円
中部	九二、七〇三	八、二八九	五、五二一	一〇六、五一三
西部	二〇四、〇六六	二七、五七三	一七、三七九	二四九、〇一八
計	五六〇、八五七	五三、一八〇	三八、一六一	六五一、一九八

で前年度に比較し東部は、一百余万円増加しているが、中部一千余万円、西部一千五百余万円が、それぞれ減少し調定総額において二千四百余万円が減少している。これを内容別みると、現年度分三千余万円、滞納繰越分三百余万円が減少し、反面過年度、

分は九百余万円増加している。調定額の増加している主なものは、固定資産税、遊興飲食税、軽油引取税、不動産取得税等三千六百余万円が自然増加しているが、反面経済事情の不況等に伴い法人事業税、法人県民税(いずれも主として分割法人)が六千余

万円減少している。
また、過年度分で増加しているのは、固定資産税(西部県税事務所分)の自然増である。

なお、滞納繰越分の減少しているのは、滞納処分執

事業所別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	合計	徴収率
東部	二五六、三七四 千円	九七、一%	一五、五〇八 千円	九五、〇%	
中部	九一、〇〇一	九八、二	八、二五七	九九、六	
西部	一九八、一九二	九七、一	二六、〇五二	九四、五	
合計	五四五、五六七	九七、三	四九、八一七	九五、五	

で調定額に対する収入率は九四・〇% (前年度九三・八%) で、前年度に比較し、二千二百余万円減少している。これを内容別みると現年度分二千八百余万円、滞納繰越分一百余万円がそれぞれ減少し、

反面過年度分七百余万円増加している。
徴収率は、前年度に比較しやや上昇しているが、調定税目のうちには、早期徴収を要するものがあるの

で、さらに、徴税体制の強化確立を図り早期収納に

一層の努力を望む。

二 課税事務について

○ 遊興飲食税は、課税客体の督促に困難性を極め、各所とも業者間の権衡保持と脱税防止に苦慮し、調査方法合理化の検討、実額調査課税、あるいは、権査案等により課税の適正化につとめているが、さらに、調査業種の拡大、業者の啓蒙、とくに、徴收義務履行の徹底に協力を要請するほか、次の点創意

工夫されたい。

- 申告額の低い業者に対しては、その推移に基づき調査の方法を考究検討し、徹底を期すること。

- 夜間検税の普遍化につとめるとともに、その方法の合理化を図ること。

- 業者備付帳簿書類の適正整備の指導勧奨並びに、資料の收集につとめ、心証性の強化を図ること。

- 小料理店の課税標準の適正化について、再検討すること。

- 勧奨による修正申告分に対しては、過少申告加算金の課徴につき検討すること。

- (二) 個人事業税の、自主決定分について、所得決定の積算基礎及び権衡査案等に明確を欠くものがあつたので、さらに、資料收集、戸順調査の徹底等により、心証性の確保につとめ、所得決定の合理化に、なお、一層努力されたい。

- (三) 不動取得税については、課税客体の完全督促につとめているが、賦課の遅延しているものがあるので、

市町村長よりの通知義務履行の徹底、管内巡視による早期捕促等を一層強化し、早期処理につとめられたい。

(四) 自動車税の賦課については、陸運事務所の登録を基礎に課税を実施しているが、なかには、登録抹消の未済、あるいは、所有者の所在不明、廃車手続の未済等のものが相当あり、賦課微收上処理に支障を來していたので、異動申告の啓蒙指導、課税客体の実態はあく、並びに陸運事務所との緊密なる連けい協力等につき、一層努力の要がある。

また、課税減額に対する基礎資料の明確化を図り、心証性の強化につとめられたい。

三 県税收入については、前述しているように前年度に比較し、やや上昇しているが、各所における納期内納入及び期限後における徵収状況は、

区 分	東 部	中 部	西 部	合 計	調 納 期	定 內 納 入 額		
					右 に 対 す る 収 入 率	差 引 未 納 額	右 の う ち 徵 収 猶 予 承 認 額	右 の う ち 懇 促 状 発 行 前 納 入 額
					二五五、二四七 千円	一四一、一七四 五五・三%	一一四、〇七三 二五、四六七 三三、六八四	五一、七九一 三、八〇九 一五、七九一
					八九、三五八 千円	三六、四六七 四〇・八%	五二、八九一 二五、六八三 二四、五六四	一二一、八四三 二五、六八三 七一、五九六
					二〇三、三八三 千円	八一、五四〇 四〇・一%	二八八、八〇七 五四、九五九 七四、〇三九	二二、九六 一五九、八〇九
					五四七、九八八 千円	二五九、一八一 四七・三%	一五九、八〇九 一五九、八〇九 一五九、八〇九	一六・〇%
					〇・八六	二二・九%	一六、三九二 二五、四四二	一六・〇%
					一〇・八六	一六・九%	七一、五九六 一六、三九二 二五、四四二	一六・〇%
					五五、二〇四	九一・七%	五〇、六四九 九一・七%	一三四、三六七 一二三、六九八
					三〇、七七七	二四・九%	九六、九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					二九、八一二	三三・四%	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					八九、四四	一六・九%	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					四八、三八六	五、一四九	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					四三、二三七	九六・九二	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					五四、九三二	九六・九二	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					六、五三六	九六・九二	九六・九二 九一・七%	一〇、六六九 一二三、六九八
					一一・九%	一六・九%	一一・九%	一一・九%
					一六・九%	一六・九%	一六・九%	一六・九%
					九六五	四、五五五	九六五	九六五

注 本表には個人県民税は除外している。

であつて調定額に対する納期内納入額は四七・三%で、前年度に比較し多少伸びているが、調定総額からみ

ると、いまだ、低調のようである。

本年度から徵収体制を自主納税に切り替え、徵税の合

理化を図つてゐるが、いまだ、過度期のため充分なる効果があがつていはない実情があるので、さらに、納税の勧奨指導に一層努力の要がある。

また、督促状発付後ににおける指定期限内納入状況は一六・〇%で、各所とも不振となつてゐるので、定期期

限内納入を図るよう格別の配慮が必要である。
なお、納税貯蓄組合の育成強化については、努力し漸次好結果を見ているが、これが結成と積極的活動に一層の努力と創意工夫を望む。

四 滞納繰越分の整理状況は

所別	調定期額	収入済額	収入率%	前年度収入率%
東部	一五、二六一千円	七、一二〇千円	四六・六%	四三・〇%
中部	五、五二一	一、七三七	三一・三	四二・三
西部	一七、三七九	七、七七五	四四・九	四三・八
計	三八、一六一	一六、六三二	四三・六	四三・二

であつて、各所とも早期整理に努力していることは認められるが、いぜんとして、大口滞納者が解消されていない。なかには、債権保全の未執行のもの等があつたので、さらに、適確なる徴収計画を樹てるとともに、これら滞納税額の早期収納に格別の努力をされたい。

また、自主的に分納制度を設け分割払いを認め、納入促進を図つていたことは結構であるが、分納誓約が履行されていないものが相当数あるので、これが、完全履行につき一層の努力を要する。

五 個人県民税(市町村長が賦課徴收しているもの)の調定収入状況は、

区分	東部	中部	西部	合計
現年度分調定期額	二五、一六〇千円	一一、六三六千円	二八、二五六千円	六五、〇五二千円
滞納繰越分調定期額	五、六〇五	一、六八一	六、一九四	一三、四八〇
期限内収納額	三〇、七六五	一三、三一七	三四、四五〇	七八、五三二
期限後収納額	四、四三三	七、四六〇	一、三七七	一三、二六九
小計	一九、八八〇	四、二二五	二六、八五七	五〇、九六二
差引滞納額	二四、三二二	一、六三三	二八、二三四	六四、二三一
調定期額に対する収入率	六、四五三	六、二一六	一四、三〇一	八一・八%
	七九・〇%	八七・七%	八二・一%	

であつて、その收入率は八一・八%で、他の税目に比較し低率である。各所とも徴収整理に当つては、現地指導あるいは、徴収応援等により収納に努力しているが、滞納税額は逐年増加しており、現行法では滞納者に対する県直接なる強制執行等も不可能にして、これら滞納額の徴収整理に苦慮している実情につき、県当局においては円滑なる徴収対策を検討するとともに、所においてもさらに、積極的徴収を指導促進し、收入

確保に格別の配慮を要する。

また、市町村長よりの報告義務の履行、手許保管金の早期納入等についても、さらに、指導督励を要する。
六 各所における徴収事務は、徴収係に班制を設け、納税の勧奨窓口徴収及び所員徴収を行い、一面、諸帳簿の処理並びに賦課分の督促状発付等は庶務係の内務、あるいは、管理班において行い二元的に処理していたが、徴収関係の事務処理の円滑を期する面がらして、

むしろ現行の内務または、管理班を徵收係に移行し徵收体制の一元化を図ることが肝要と思われる所以、この点考究検討を望む。

七 賦課徵收事務の簡素合理化については、各所とも努力しているが、現行における諸帳簿及び補助簿等は、多種多様でますます複雑化の傾向にあり、台帳、様式の統一と簡素化を図るべきものがあるので、主管課の現地指導の徹底と、所にあつても事務能率の改善合理化につき、考究善処の要がある。

また、現行の徵收簿（税目毎に設けている）を納税者毎のカード式に切り換へることについても検討を望む。

西部県税事務所

昭和三十四年七月八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 勝 原 治 郎

一本年度における賦課徵收状況は、課税総額二億四千九百余万円で、前年度に比較し一千五百余万円減少し

てある、これが、内容で減少しているものは、法人事業税二千七百余万円、法人県民税六百余万円で、反面、固定資産税八百余万円、不動産取得税三百余万円、軽油引取税一百余万円、遊興飲食税一百余万円等が増加している。

また、収入済額は二億三千二百余万円で、前年度に比較し一千四百余万円減少し、調定額に対する収入率は九三・二%（前年度九三・〇%）で、前年度に比較しや上昇している。

二 個人事業税のうち、自主決定分に対する積算基礎及び権衡査案決定に明確を欠くものがあつたので、さらに、戸順調査の徹底と共に、補正調査の実施を推進し、所得決定の合理化に検討努力の要がある。

三 徵收事務の処理に当り、次の点留意されたい。

- 1 大口滞納者のうち債権保全の末執行のものがあつたので、適切なる措置を講ずる要がある。
- 2 徵收簿の記帳処理は、さらに、明確に処理を要するものがあつた。

1 個人事業税のうち、債権保全の末執行のものがあつたので、適切なる措置を講ずる要がある。

2 徵收簿の記帳処理は、さらに、明確に処理を要するものがあつた。

3 滞納処分による財産の公売処分に当たり、公売単価の評価基準に明確を欠いているものがあつたので、

適切な評価方法を講じ厳正を期されたい。

4 経理出納その他事務処理は、概ね適切に処理しているものと認めた。

東部県税事務所 昭和三十四年七月十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 勝 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

る収入率は九四・四%（前年度九四・一%）で、前年度に比しやや上昇している。

二 個人事業税のうち、自主決定分に対する所得額権衡査案決定に当つて、担当者の主觀等により同業者の権衡を図つてゐるが、補正調査の実施等も考慮し、合議制の査案会において決定する等、所得決定の合理化に配意の要がある。

なお、所得額端数処理の統一について、検討されたい。

三 徵收事務の処理に当り次の点留意されたい。

- 1 大口滞納者に対し、分納制度を設け収納を図つてある。増加している主なものは軽油引取税三百余万円、遊興飲食税二百余万円、個人県民税二百余万円、不動産取得税一百余万円等で、反面法人事業税七百余万円で、前年度に比較し二百余万円増加し、調定額に対す

- 2 証券類を一括保管の上処理しているが、これらはすべて金融機関に対し、委託納入による処理が妥当と思われる。

滞納繰越分	過年度分	現年度分	区分所別				昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十二年度	昭和三十三年度	
			西	中	東	計					
計	西部	中部	東部	西	中	東	計	一八二、七三六 千円	一九四、四五四 千円	二六〇、六九六 千円	二六四、〇八八 千円
四三、二〇七	一九、三七〇	一七、九一四	五、八一四	四、二六一	一〇、〇九三	二〇、一六八	一	一、四二一	一、四、九四四	一、六、三一八	一、五、二六一
							二三、五二八	五、〇六六	七、〇四一	八、七八五	五、五二一
							四二、八二一	二〇、〇〇二	二〇、〇〇二	二七、五七三	一七、三七九
							五二、一八〇	五六〇、八五七	五六〇、八五七	三八、一六一	一九、九五四
							一八、二四八	一八、二四八	一八、二四八	一九、二五四	一九、二八三
							五、九七一	五、九七一	五、九七一	一九、三五四	一九、三七〇
							一七、七三五	一七、七三五	一七、七三五	一九、二八一	一九、二八一
							三八、一六一	三八、一六一	三八、一六一	四一、九五四	四三、二〇七

2 滞納税額のうち、相当期間経過のもので、債権保全の未執行のものがあつたので、適切なる措置を講ずる要がある。

5 経理出納その他の事務処理は、概ね適切に処理しているものと認めた。

3 滞納処分による財産の公売処分に当り、公売単価の算出基礎に明確を欠いているものがあつたので、評価方法並びに算出基礎は適確に処置されたい。四 経理出納その他の事務処理は、概ね適切に処理しているものと認めた。

中部県税事務所

昭和三十四年七月二十二日監査

監査委員 松本利治郎 同井上善一 戸田俊己 原治郎

一本年度における賦課徴収状況は、課税総額一億六百余万円で、前年度に比較し一千余万円減少している。減少しているものは、法人事業税一千六百余万円、軽油引取税一千余万円等が増加している。また、調定額に対する収入済額は一億万余円で、前年度に比較し一千余万円減少し、調定額に対する収入率

は九四・八%（前年度九五・二%）で前年度に引き続い他所に比し高率を示していることは、結構である。

二 遊興飲食税については、課税標準の確保につとめ、前年度より四百余万円の調定増加を示していることは、結構であるが、業種別にその内容を検討して見ると、温泉旅館並びに普通旅館は、著しく伸びている反面、

料理店、飲食店は、低減し、とくに、飲食店は前年対比が八三%であるので、調査対象業種の拡大に善処されたい。

三 納税組合の育成強化については、昭和三十四年度より国税、県税、市税の三者による、倉吉地区納税貯蓄組合推進協議会を毎月一回（監査時まで二回実施）開催し指導育成に努めているが、当所における納期内納入状況は他所に比し低調のようであるので、組合の育成強化と自毛納税指導に一層の努力を望む。

四 徴収事務の処理に当り、次の点注意されたい。
1 滞納繰越分のうち、時効完成等による失格分の整理は、明確に処理すること。

個人タ	法人事業税	個人タ	法人県民税	税目別	合計					
					西部	中部	東部	西部	中部	東部
調定	収調	取調	収調	調定区分	一八六、五二〇	一七、七〇七	八、〇〇五	一九五、一三三	三、九三三	五、一二四
	入定	入定	入定	昭和三十二年度	一七四、〇〇六	四三五、六二九	一七、七〇七	七五、一三三	九、〇九四	六八、七一
八三、九九六	三三八、〇二三	三四、二八七	七四、八四一	四〇、四〇四千円	三九、九五九	二〇六、五二八	一七、九八九	二〇九、二八八	一九九、二八八	一九九、三四七
				昭和三十三年度	四九七、一六三	二七六、六九四	一八、一三五	二一、五三四	二四六、三四六	二一、五四五
八五、九〇三	一八六、〇九七	一八二、七二一	六四、二三〇	三二、〇〇三千円	三一、五四五	二七九、〇〇二	七、七六五	一〇〇、九九五	二三二、〇一九	二七九、六三二
				差引増減	△八、四一四	△八、四〇一	一六、六三二	六一二、〇一六	六三四、五七四	△八、五三二
一、九〇七	△△五一、五六六	△△五一、九一六	△△三、六九一	三、二〇〇	△八、四一四	△八、四〇一	七、七七五	△一〇〇、九九五	△二三二、〇一九	△二七九、六三二

滞納繰越分	過年度分	現年度分	区分	合計					
				西部	中部	東部	西部	中部	東部
中東部	計	計	所別	昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十二年度	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
				一九五、七八九	一九五、三三一	二二七、五六〇	二二九、八五三	二六四、一九八	二三五、一二九
				四八五、〇四〇	一九五、九二〇	五四〇、一一〇	六七五、九三七	六五一、一九八	二九三、八八八
					一九五、九二〇	九七、四三一	一〇六、五一三	一〇六、一九八	二九五、六六七
					一九五、九二〇	一〇一、一四一	九一、〇〇一	一九八、一九二	二五六、三七四千円
					一九五、九二〇	一九九、二二三	二一九、二二三	一九八、一九二	二五四、〇七三千円
					一九五、九二〇	一九九、三六八	五七四、四二七	一九八、一九二	二五六、三七四千円
					一九五、九二〇	一九九、七八八	一四、七七八	一九八、一九二	一五、五〇八
					一九五、九二〇	一九九、八六六	七、八六六	一九八、一九二	一九八、一九二
					一九五、九二〇	一九九、三六八	二六、〇五二	一九八、一九二	一九八、一九二
					一九五、九二〇	一九九、七一七	五四五、五六七	一九八、一九二	一九八、一九二
					一九五、九二〇	一九九、八一七	四九、八一七	一九八、一九二	一九八、一九二
					一九五、九二〇	一九九、七三七	一、七三七	一、七三七	一、七三七

			不動産取得税		
			自動車税		
			遊興飲食税		
軽油引取税	固定資產税	収 調	収 調	収 調	収 入
婦人相談所	昭和三十四年十月二十九日監査	收定	入定	入定	入定
監査委員 同 滝 原 利 治	昭和三十四年十月二十九日監査	調	調	調	調
当所の職員は、所長以下九名（うち心理判定員一名）	昭和三十四年十月二十九日監査	收	入	入	入
（兼務）で、業務の運営に努力しているが、相談指導	門職員は三名でこのうち、社会福祉主事の資格を具備	九四、一七四	九四、一七四	四九、一七八	七六、五一
しているものは、一名であり、また、無資格者のうち	には西部に駐在し、相談全般を担当處理している実態	八七、四一六	一一、七五四	四六、七一九	八〇、一二四
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	一一、七五四	一〇一、六九〇	三、六一三
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	一九、九六五	九四、五九四	五、八四五
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	一九、九六五	七、一二八	五、七二四
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	八、二二一	九九〇	三〇二
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	六、〇七一		
（うち心理判定員一名）	（うち心理判定員一名）	四一、九六八	五、九七八		

内に設置し、昭和三十三年六月一日より業務を開始している。

施設の概要

木造 二階建スレート葺

建坪 一〇、七五坪(延二〇、七五坪) 作業室一室

居室 三部屋(十畳二部屋、六畳一部屋)

収容定員 十五名

二 職員の配置状況は寮長及び出納員とも、婦人相談所

長及び出納員が兼務し、社会福祉主事一名の専任者を

配置していたが、昭和三十四年度より婦人相談所職員

の兼務となり、監査時現在専任職員は配置していない

い。また、寮母を配置してないため、相談所の炊事

婦を寮母兼用としていたが、特殊施設であり、常時指

導及び夜間管理上からしても、寮母の専任を置くこと

が、必要と認められるので、県は早急配置につき善処

されたい。

三 本年度中において収容した婦女子は十九名で監査

時現在八名在寮(期間は一ヶ月以内)しており、収容

者に対する措置については、生活保護法による扶助費一人一ヶ月二千三百九十五円(冬期五千五百円加算)をもつて賄うほか、職業のあつ、旋、内職指導等の生活指導をしている。また、本年度において、入寮したもの

の措置状況は

帰郷 七名(他県のもの)

無断退寮 二名(他県のもの)

その他 一名

で、監査時現在八名在寮しており、これらのものの状況は、

製繩工場に働いているもの

菓子 " 一名

内職中のもの(造花硝子玉)

洋裁見習中のもの 二名

相談所炊事手伝いのもの 一名

休養中のもの 一名

であつて、各各自立更正の方途を得せしめるべく努力

しているが、本寮は開設後日が浅い関係上、一般への認識に欠けている面もあるので、さらに、周知徹底を図るとともに、関係機関の協力を得て業務の円滑なる運営に一層の配慮をする。

四 経理出納その他事務処理につき、次の点注意検討すること。

1 給食用原材料の購入手続及び受払状況等は、さらに、明確に記録整備すること。

2 献立表を作製し、給食業務の改善を図る要がある。

3 原材料の棚卸は適確に実施すること。